

昭和薬科大学学則

昭和24年 4月 1日 制定
令和 8年 4月 1日 改正

第1章 総 則

(目的と使命)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授け、人格の陶冶に努め、深く薬学に関する学理と技術とを教授研究して、社会有為の薬剤師及び薬学研究者を育成することを目的とし、薬学の進展、文化の興隆、人類の福祉に寄与することを使命とする。

(組 織)

第2条 本大学に薬学部薬学科を置く。

2 本大学に大学院を置く。大学院学則は別に定める。

(収容定員)

第3条 本大学薬学部薬学科の収容定員は、次のとおりとする。

薬学部 薬学科 収容定員 1440名

(修業年限)

第4条 薬学部薬学科の修業年限は6年とする。

2 学生は、1年次から4年次においては同一年次に2年を、5年次から6年次においては通算して4年を、それぞれ超えて在学することはできない。

3 在学年数は12年を超えることはできない。

第2章 職員組織及び教授会

(職員組織)

第5条 本大学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、特任助教、助手、教育技術員及び事務職員を置く。

2 前項の外、教育研究以外の業務に従事する専任教育職員、その他必要な職員を置くことができる。

第6条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものであり、学長が必要と認めた場合又は、学長に事故あるときはその職務を代行する。

(1) 副学長は、学長が指名する。

(2) 副学長は、薬学部の運営に当たる。

3 教授は特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 准教授は優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 講師は教授又は准教授に準ずる職務に従事し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 助教、特任助教は知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 助手及び教育技術員は所属施設の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

8 事務職員は事務を掌る。

第7条 本大学の教育職員組織分掌及び事務組織分掌は、別に定める。

(大学運営会議)

第8条 学長の校務執行を補佐するために大学運営会議を置く。

2 運営会議については、別に定める。

(教授会)

第9条 本大学に教授会を置く。

第10条 教授会は、副学長を含む教授をもって組織する。

2 前項に定める教授には理事長・学長を含まない。

3 学長は、教授会に出席することができる。

第11条 教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ学長がつかさどる教育研究に関する以下の事項について審議し、意見を述べることができる。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の在学、休学、退学及び除籍に関する事項
- (3) 学生の試験、進級に関する事項
- (4) 学生の補導、厚生及び賞罰に関する事項
- (5) 教育研究予算に関する事項
- (6) 教育職員の選考・昇任人事に関する事項
- (7) 名誉教授推薦に関する事項
- (8) 教育研究に関する規程の制定・改廃に関する事項
- (9) その他、学長が必要と認めた事項

(教授総会)

第12条 学長が必要と認める場合、准教授及び専任講師を教授会に加え、教授総会とすることができる。

2 教授総会は、前条第2項に定める事項について審議を行うものとする。ただし、前条第2項第6号及び第7号についてはその限りではない。

3 教授総会の審議結果をもって、教授会の意見とすることができる。

4 学長が特に必要と認めた場合、第1項に記載した教育職員以外の教育職員を教授総会に加えることができる。

第13条 教授会の招集・審議方法等に関する事項は、教授会規程をもって別に定める。

2 教授総会の招集・審議方法等は、教授会に関し定める規定を準用する。

第3章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第14条 薬学部において教授する授業科目及び単位数は教育課程表別表1のとおりとする。ただし、教授会で審議し、学長が決定し、変更することができる。

(履修方法)

第15条 学生が全課程を履修するには、前条教育課程表別表1により次に掲げる単位を修得しなければならない。

薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位（臨床実習事前学習Ⅰ、臨床実習事前学習Ⅱ、病院薬局実習）を含む合計187単位以上

2 前項の授業科目の履修及び試験に関しては、別に定める。

(単位計算基準)

第16条 授業科目の単位数は次の基準による。

- (1) 授業科目の単位数の算定は、80分15週の講義をもって1.5単位とすることを原則とする。
- (2) 授業科目の単位数算定は、別に定める。

(授業日数)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修認定)

第18条 1つの授業科目の授業を履修した者に対し、試験の上、所定の単位を与える。

(授業科目の成績の評定)

第19条 授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点以上を単位取得とする。

2 成績の評価基準は別に定める。

(卒業)

第20条 薬学部にて6年以上在学し、薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む187単位以上を修得した者に卒業を認める。

2 本学を卒業した者には卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

第4章 自己評価等

第21条 学則に定めた本大学の目的、使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検し、評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、委員会を設置するものとし、その内容は別に定める。

第5章 学年・学期・休日

(学 年)

第22条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第23条 学年を次の二期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休 日)

第24条 授業を行わない日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 創立記念日 10月15日
- (4) 春季休暇
- (5) 夏季休暇
- (6) 冬季休暇

2 前項第4号、第5号及び第6号の休暇の期間は、年度毎に学長が決定する。

3 学長は、必要と認めるときは、臨時に授業を行い、又は行わない日を設けることができる。

第6章 入 学

(入学時期)

第25条 本大学の入学時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第26条 第1年次に入学できる者は、身体健全、品行方正で、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の規定により次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者
- (5) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者
- (6) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (7) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者
- (10) 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者
- (11) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者
- (12) 大学において個別の入学資格審査により認められた者

(志願手続)

第27条 入学志願者は、別に定める入学志願票、写真、出身学校調査書(又はこれに代わる書類)に所定の検定料を添え、指定の期日までに本大学に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第28条 入学志願者に対しては、選考の上、教授会で審議し、学長が入学の可否を決定し、合格者にはその旨通知する。

2 選考の方法は別に定める。

(入学手続)

第29条 合格の通知を受けた者は、住民票(又はこれに代わる書類)及び誓約書を提出し、第39条及び第40条による入学金、学生納付金を納付しなければならない。

第30条 指定期日までに前条の手続きを完了しない者は、入学を許可しない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業料

目について履修した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 本大学は、教育上有益と認めるときは学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(みなし単位の総数)

第33条 第31条、第32条に定めるところにより本大学の授業科目の履修とみなして与えることができる単位総数は、60単位を超えないものとする。

(再入学)

第34条 第37条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上許可することができる。ただし、指定の期日までに所定の手続きを行わないときは、その許可を取消す。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第7章 休学・退学・復学・除籍

(休学及び復学)

第35条 学生は病気、その他やむを得ない事由により3か月以上欠席するときは、医師の診断書又は事由書を添え、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。休学は当該学年限りとする。なお休学を要する者は許可を得てさらに1年以内に限り休学することができる。通算してできる期間は6年までとする。

2 休学は在学期間に含まない。

第36条 休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第37条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、事由書を添え、保証人連署で退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条に定めた期間を超えて在学する者
- (2) 第35条に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 各学期内に学生納付金を完納しなかった者

第8章 入学金・学生納付金

(入学金・学生納付金)

第39条 入学金・授業料その他の学生納付金の額は別表2のとおりとする。

2 納付方法及び納入期限は別表3のとおりとする。

3 原級に留まった者は当該在籍年次の学生納付金を納付しなければならない。

第40条 入学金・学生納付金は指定の期日までに納付しなければならない。ただし、成績優秀につき学長が認めた者については、授業料を減免することができる。

第41条 停学中の者であっても、当該年次の学生納付金を納付しなければならない。

第42条 学期の始めから6か月全て休学する場合、当該学期の授業料及び施設設備費に代えて在籍料を学生納付金とし、これを納付しなければならない。

2 学期の中途から休学する場合は、当該学期の学生納付金は減額にならず、授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

3 学期の中途まで休学する場合は、復学する当該学期の学生納付金は減額にならず、授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

4 退学を許可された学期終了までの学生納付金は減額にならず、授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

第43条 既納の入学金、学生納付金は特に定めるほか、いかなる事由があってもこれを返付しない。

第9章 科目履修生・単位互換履修生・研究生・研究員等

(科目履修生・単位互換履修生)

第44条 特定の科目について履修を願い出る者があるときは、学長が科目履修生としてこれを許可する。履修は学期又は学年ごとに許可する。

2 他の大学・短期大学(以下「他大学等」という。)と締結している単位互換協定に基づき、本学に

単位互換科目として開設されている授業科目の履修を希望する者に対して、正規の学生の学修に支障のない限り、学長が単位互換履修生としてこれを許可する。

3 単位互換履修生には、前項の協定に基づき、単位を与えることができる。

4 前2項に規定するもののほか、単位互換履修生について必要な事項は、他大学等との単位互換協定において定める。

第45条 科目履修生の納付金は、別表4のとおりとする。

2 単位互換履修生の納付金は、第44条にある協定において定めるとおりとする。

第46条 科目履修生及び単位互換履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目の単位を与え証明書を交付する。

3 単位互換履修生について、成績評価および単位に関する証明等に関する必要な事項は、他大学等との単位互換協定において定めるとおりとする。

(研究生・研究員)

第47条 本大学において、研究することを願ひ出る者があるときは、学長が研究生として許可する。ただし、博士の学位を有する者は研究員とする。

2 研究期間は1年とする。ただし、引き続き研究の必要があるときは、延長を許可することができる。

第48条 研究生及び研究員の納付金は別表4のとおりとする。ただし、実験・実習が必要な場合は、これに伴う費用を徴収する。

2 教育・学術協定を締結した研究機関からの研究生・研究員の納付金は徴収しない。

(外国人学生)

第49条 第26条に定める資格を有する外国人で本学に入学を願ひ出る者があるときは、選考の上入学を許可することができる。ただし、外国人入学志願者は外務省在外公館又は在日外国公館の証明書を添えて願書を提出しなければならない。

第50条 科目履修生・研究生・研究員及び外国人学生は特に規定してあるものの外、総て本学則を準用する。ただし、科目履修生・研究生及び研究員には第20条は適用しない。

第10章 賞 罰

(褒 賞)

第51条 次の各号のいずれかに該当する学生には、褒賞を授与することができる。

- (1) 品行方正で、学術優秀な者
- (2) 学生の模範となる行為のあった者

(懲 戒)

第52条 学則を守らず、秩序を乱しその他学生の本分に反する行為があったときは、教授会で審議し、学長がその軽重により懲戒する。懲戒は訓告、停学、退学、除籍とする。

第53条 次の各号のいずれかに該当する学生は、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなくて、出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第11章 図書館

第54条 本大学に図書館を置く。

第55条 図書館に関する規程は別に定める。

第12章 薬用植物園

第56条 本大学に薬用植物園を置く。

第57条 薬用植物園に関する規程は別に定める。

第13章 学生寮

第58条 本大学に学生寮を置く。

第59条 学生寮に関する規程は別に定める。

第14章 公開講座

第60条 本大学に公開講座を設けることができる。

第61条 公開講座に関する規程は別に定める。

第15章 学則の改廃

第62条 この学則の改廃は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会が行う。

附 則

昭和24年4月1日制定

附 則

昭和25年2月8日一部改正

附 則

昭和33年4月1日一部改正

附 則

昭和40年4月1日一部改正

附 則

昭和41年10月6日一部改正

附 則

昭和54年4月1日一部改正

附 則

昭和58年4月1日一部改正

附 則

昭和62年4月1日一部改正

附 則

平成2年4月1日一部改正

附 則

平成4年3月1日一部改正

附 則

平成10年4月1日一部改正

附 則

平成15年4月1日一部改正

附 則

平成17年4月1日一部改正

附 則

本改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

- 1 本改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生が取得しなければならない単位は、第14条の規定にかかわらず、次のとおりである。薬学実務実習に関わる25単位を含む合計186単位以上。
- 3 平成21年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生の授業科目の単位数の算定は、第15条の規定にかかわらず、90分15週の講義をもって1.5単位とすることを原則とする。
- 4 第19条の規定にかかわらず、平成21年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生において、薬学部に6年以上在学し、薬学部実務実習に関わる25単位を含む186単位以上を取得した者には、卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生が修得しなければならない単位は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりである。薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む合計197単位以上。
- 3 平成26年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生の授業科目の単位数の算定は、第16条の規定にかかわらず、90分15週の講義をもって2単位とすることを原則とする。
- 4 第20条の規定にかかわらず、平成26年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生において、薬学部に6年以上在学し、薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む197単位を取得した者には、卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

附 則

この学則は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日より前から本学に在学する者については、次のとおりとする。第38条次の各号のい

ずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条に定めた期間を超えて在学する者
- (2) 第35条に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 1年以上学生納付金を滞納した者

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度から令和5年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生が取得しなければならない単位は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりである。薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む合計195単位以上。
- 3 第20条の規定にかかわらず、平成27年度から令和5年度までに入学した（本改正前の）薬学部の学生において、薬学部に6年以上在学し、薬学臨床実習（実務実習）に関わる25単位を含む195単位を取得した者には、卒業証書・学位記を授与し、学士（薬学）の学位を授与する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年7月18日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

- (別表1) ① 平成26年度までに入学した学生
② 平成27年度から令和5年度までに入学した学生
③ 令和6年度以降入学生
- (別表2) ① 令和7年度までに入学した学生
② 令和8年度以降入学生
- (別表3～4) 別表3～4